

【五美大展検閲の経緯についてのドキュメント】

作成／大橋藍

2018年、東京五美術大学連合卒業・修了制作展（通称・五美大展 東京・乃木坂の国立新美術館で2018年2月22日～3月4日開催）に、私、大橋藍（当時女子美術大学洋画専攻に在籍）が作品を出品したところ、美術館からの検閲を受けた。その作品はこの会場に展示されているもので、名前は《アルバイト先の香港式中華料理屋の社長から「オレ、中国のもの食わないから。」と言われて頂いた、厨房で働く香港出身のKさんからのお土産のお菓子》。

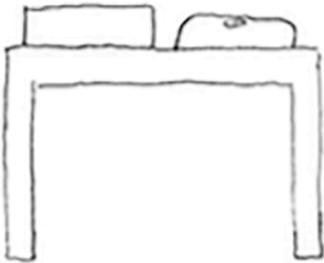
このドキュメントはその時の検閲の事実経過をまとめたものです。

2018年1月

水や砂などの特殊な素材を扱った展示を行う作品は全て館で行われる事前協議を受けなければならなかった。本件作品も研究室の判断で、協議に必要な事前協議票と作品の写真を館に提出し協議を受けた。この協議には各大学の学生や教員は参加していない。協議を行う構成員、部署などは学生に対して明らかにされていない。結果が出るまでの間に研究室のZ担当助手（仮名）から、「事前に館から研究室に配布されていた利用規約に食物の展示は不可だと書いてあったのを今見つけた。もしこれを僕が協議にかける前に見ていたら、事前にストップできたのだけど。」と言われた。協議を行う前に研究室から学生に対して規約の開示は行われておらず、大学教員から展示するにあたって館が要求してくる制限についての説明や規約に関する指導はなかった。そして協議の結果が館側からメールで届き、本作のお菓子本体とそれを包む小袋は展示不可となった。学生からこの協議結果について異議、異論を投げかける機会是与えられなかった。

※全てのメール連絡は私＝研究室＝女子美術大学学生支援センター＝幹事校の武蔵野美術大学＝国立新美術館の順序で送られた。

展示に関する国立新美術館との事前協議票

no. (展示台帳用)	大学名	学科・専攻名	学生氏名
	女子美術大学	美術学科・洋画専攻	大橋 藍
展示場所 (1～4階展示室、休館室、野外展示場)			
1階展示室 2階展示室 休館室 野外展示場			
作品の概要			
大きさ			重量
	(cm)		(kg)
素材とその状態	※素材によっては入手方法、加工・処理方法等も記載してください。		
	机 1台 お菓子 1箱 ビニル袋 1枚		
事前協議内容	※必要があれば作品の略図を描いてください。		
	側面図	平面図	
			
	6ピースのおかして1つずつビニール素材の小袋にパッケージングされておき、それを6つのボックスに透明のガラスティッククリスタルに入れてからボール紙の箱に入れた形になっています。(ボール紙の箱は開封されておき、開封してカメラ等で撮影) 3段階にパッケージングされているので意図的に破壊、開封させない限り、中身が出てくることはないと考えます。		
館からのコメント			

国立新美術館

展示室等利用の手引き

第6版

[2] 作品搬入	
搬入作品の制限	(1) 作品は、完成されたものを搬入してください。館内での制作はできませんので、出品者にその旨を周知してください。なお、完成作品の現場での組立ては可能です。
(重量超過)	(2) 次に掲げる作品は、館の管理運営上、支障がありますので搬入及び陳列はできません。 ① 指定重量を超過する作品 床面に陳列する作品は床面積 1 m ² につき (ア) 1階展示室は 1.5 t、2・3階展示室は 1.2 t を超える作品 (イ) 野外展示場は 3 t を超える作品
(汚損・破損)	② 床面及び壁面を汚損・破損等する恐れのある作品
(食物)	③ 処理の如何にかかわらず、食物を用いた作品
(悪臭腐敗)	④ 処理の如何にかかわらず、悪臭又は腐敗する恐れのある作品
(裸火等)	⑤ 火を使用する作品、又は火災の発生の恐れのある作品
(刃物)	⑥ 刃物等、人に危害をおよぼす恐れのある素材を用いた作品
(土壌)	⑦ 処理の如何にかかわらず、土壌を用いた作品
(砂・水等)	⑧ 十分な対策を行わない砂利・砂・水・油等を用いた作品（野外展示場は除く） なお、十分な対策を行った上で展示することができますが、事前に当館と協議を行ってください。事前協議のない作品は展示を認めないことがあります。
(動植物)	⑨ 動物（生命体を含む）、十分な対策を行わない植物（稲藁等を含む）を用いた作品
(危険物)	⑩ マッチ・爆薬等危険物を用いた作品
(転倒物)	⑪ 不安定な作品、転落・転倒等の危険性がある作品
(法令違反)	⑫ 観覧者に著しく不快感を与える等の公安・衛生法規に抵触する恐れのある作品
(施設管理)	⑬ 施設に悪影響をおよぼす恐れのある作品
(館長判断)	⑭ その他館長が不適当と判断した作品
	(3) 搬入について疑義のある作品については、事前に当館に相談ください。
2 搬入作業	使用者は、応募作品及び陳列作品等の搬入について、出品者及び搬入業者等に、次のことを周知・徹底してください。 (1) 車両は正門からは進入できません。青山方面又は西麻布方面より、西門へ進入してください。（六本木方面からは進入できません） (2) 車両で進入する際は、トラックバス前待機場を使用ください。なお、「[7] 施設等の管理について 1. 車両について」の諸注意をお守りください。 (3) 車両以外で搬入する際は、防災センターで受付を行ってから入館してください。

2月8日

メールで送られてきた協議結果の報告に、お菓子の展示が不可であることは書いてあったがその理由についての明記がなかった為、館に問い合わせをしたところお菓子が腐敗し爆発して小袋が破けるなどの可能性もあるため、梱包状態に関わらず規約どおり展示は不可であるというメールが来た。

2月10日

8日の返答に加えて、利用の手引きに記載されている制限事項になり、館の運営管理上支障がありますのでご理解ください。という館からのメールが来た。

2月11日

検閲を受けたことで、作品を一部変更した。具体的には、大学教員から提示された規約（研究室が館に問い合わせ、許可が出てから私に配布された）と館と交わしたメールの引用、菓子本体と小袋が館の事前協議によって展示不可となった事実などの説明を含んだテキストも一緒に提示するかたちだ。研究室主任であり、私の担当教員でもあったY教授からテキストの内容について「メールは引用しないで欲しい。『**女子美洋画研究室の判断で事前協議**を受けた』などの固有名詞を使った記述はやめて欲しい。」との指摘があった。規約の参照についても館に確認を取ったほうがいいとの指摘があった。

2月12日

館に問い合わせていた、作中テキストへの規約の参照の可否について館から不可であるとのメールが来た。理由についての記述はなかった。

2月13日

館に問い合わせていた、規約の参照が不可である理由について、国立の美術館としての立場がありますので物議をかもすような展示は避けたいとのメールが来た。

2月20日

事前に研究室に提出していた6、7パターンのテキストのうちの一つである、規約およびメールの参照がなく、美術館の協議の結果、中身のお菓子とそれを包む小袋の展示ができなくなったという記述のみのテキスト（本展に展示）であれば問題なく展示出来るだろうというY教授の判断があった。最終的に私はこのテキストを展示することに決定した。

2月21日

館で展覧会の作品搬入を行った。定められた作業終了時刻の15分前（19時前）突然身元を名乗らない5名程の男女が展示室に現れY教授に対して「作品チェックをさせて欲しい」と言い、主に映像やインスタレーションの展示を行っている作品群を1点ずつ検閲し始めた。

本件作品に対する検閲の最中、作品の前でその団体とY教授とZ担当助手のいる状態で、団体の内の一人の男性（後日美術館の担当者であることが発覚した）から「この作品のテキストを撤去して下さい。」と言われたので、私はその男性に「明確な理由はなんですか？」と聞くと、「私の口から直接あなたに伝えることは出来ません。」と言われた。Y教授が「このテキストの上部分のお菓子をバイト先でもらって作品にするまでの経緯だけでも展示できませんか？」とその男性に聞くと、その場では回答がなく、暫くして団体は展示室から出て行き、先程撤去を言い渡してきた男性のみがまたやってきてY教授を「この作品についての話し合いをするので。」と言って展示室の外へ呼び出した。私はその場に同席したいと言ったが聞き入れられなかった。30分程経ってからY教授が展示室に戻ってきて私に「あなたの作品は人種差別に踏み込んでいるその作品内容と食物を展示するということで元々難しかった。そしてそのお菓子が展示できなかったというテキストを展示することは出来ない。テキストの撤去が嫌なら作品ごと撤去してくれても構わないとのことですよ。」と言った。私はY教授に「あの人は誰なのですか？」と聞くとY教授は「美術館のキュレーターと運営の人達です。」と答えた。そのあと、私のもう一つの出品作品である映像作品（作品名《BIRDWATCHING》日常生活でみかけた戦闘機の飛来を日記的に淡々と携帯カメラで記録していったもの）も検閲された。その映像について団体のうち、1人の女性と私にテキストの撤去を言い渡した男性が互いに小声で話し、女性から「戦闘機を撮影しながら何か政治的な発言をしているのですか？」と聞かれたので私は「いいえ。ただ撮影しているだけです。」と答えた。2人が静かになったので私が終わったかどうか聞くと「終わりです。」と言われた。それからその団体は他の作品の検閲に移っていった。私はそこから退館時間までの10分程度でテキストのみを撤去するか、本件作品全てを撤去するかの選択をしなければならず、最終的にテキストのみを撤去した。私の他にも事前通告なく検閲にて映像、写真等一部撤去となった女子美洋画専攻で同じくY教授に師事していた3名の学生がいた。

2月22日

展覧会会期開始

2月23日

FaceBookで搬入日に起こった検閲及び作品一部撤去について一般へ情報提供の記事を投稿した。

投稿は以下のQRコードおよびURLにて閲覧できる。



<https://www.facebook.com/aiohashi.07/posts/968959033279623>

この日を前後して他当該学生らもSNS等へ情報提供していた。

2月25日

私の作中テキストが撤去になってしまったことや当初テキストに書かれていたことを含むこの作品の経緯が背中に書かれた長袖Tシャツを着て一般の来場者と同じように一部撤去となった自分の作品を鑑賞し続けるというパフォーマンスを行った。しかし、パフォーマンス中に一人の来場者から美術館に対してパフォーマンスを行っている人がいるからやめさせるようにというクレームが入り、私のテキストの撤去を言い渡してきた館の担当者の男性が展示室にやってきて私のパフォーマンスを確認し、無線で五美大展スタッフを呼んで私にストップをかけパフォーマンスは中止となった。中止になる10分ほど前に、私の作品の前で監視当番をやっていた同じ専攻の友人が「だったら規制されるような作品を作らなければいいじゃないか。」と怒った様子で自分に話しかけてきた中年の男性がいたと話してくれた。残りの会期中も長袖Tシャツでのパフォーマンスは続けた。

私の目の前のお菓子の
作品には本当はテキストが
ありました。お菓子を展示している
はずなのに箱の中身がないのは
おかしいと思っている人もいるかもしれま
せん。私の作品テキストはこの展覧会
がスタートする前日の夜にこの
展覧会に関するスタッフの要望
で展示できなくなってしまいました。
その理由はまだ分からないのですが
そのテキストには、要約すると、このお
菓子の中身はこの展覧会の準備期
間の話し合いの結果、展示できなく
なっということを書かれていました。
てしまった

2月27日

本件に関して研究室から私を含む当該学生らに対し事実確認の個別面談がある。

私の面談に同席した者はY教授（書記）とX教授、W教授、V教授、版画研究室のU教授、Z担当助手であった。主な内容は私が館で行っているパフォーマンスについてで、私のパフォーマンスは女子美がサポートできる範囲を超えていると言われる。クレームが入った日のパフォーマンスを行っていた時間帯や来場者の反応など当時の状況について聞き取りをされる。

他の当該学生らも後日面談を行っていた。

3月4日

展覧会会期終了

3月16日

雑誌週刊金曜日にて本件に関する記事が掲載される。

美術

美術・文化社会批評

アライ＝ヒロユキ

美術・文化社会批評

東京五美術大学
GRADUATE SCHOOL OF THE ARTS UNIVERSITY OF TOKYO
連合卒業・修了制作展

会場案内

- 展示室2A ■ 多摩美術大学
- 展示室2B ■ 多摩美術大学
- 展示室2C ■ 日本大学芸術学部
- 展示室2D ■ 東京造形大学
- 展示室1A ■ 武蔵野美術大学
- 展示室1B ■ 武蔵野美術大学
- 展示室1C ■ 女子美術大学
- 展示室1D ■ 女子美術大学
- 野外展示場 A・B・C ■ 野外彫刻

五美大展入口の表示板
（撮影／筆者。2月22日）
3月4日、国立新美術
館にて（会期終了）。

東京五美術大学連合 卒業・修了制作展

「五美大展」検閲事件で考える自由

自由阻害の構造的理由は？

ここ数年世間を賑わす検閲事件が、またも起きた。舞台は東京・国立新美術館での美術大学の卒業制作展（卒業「五美大展」）。いま表現の場で何が起きているのか。背景を探っていくと、美術界に固有の構造的な問題もまた見えてくる。

ここに数年、社会の各所で自由が蝕まれたつがある。そのさい囁かれる言葉が、検閲、規制、忖度だ。美術も例外でない。2月末に国立新美術館で開催の美術大学の卒業制作展で検閲事件が起き、波紋を生んだ。

この情報が拡散した。作家に取材を申し込んだところ承諾は得られなかった。当事者にも事情が不明な点があり、また保守的な世界だからためらいがあったのは想像に難くない。

ただすでにSNSで情報が共有されているので、曖昧なかつて事件の概略を紹介する。まずA氏は外国人からもらった食べ物の箱を素材にした作品で、なかの包装加工食品が事前審査で問題視された。取り除いたものの、経緯を記した紙は撤去させられた。B氏は別の民族との交流が主題の作品だが、日常的な身体接触の映像が問題視され、映像部分のみ撤去。同様に事実経過の揭示は不可。C氏は写真数枚が問題視され撤去された。ほか不明。

手榴弾を扱った社会的な題材だが、修正理由は付着した土の問題視。美術館は収蔵品の保管管理の点から衛生面がしばしば問題となる。その前年は動物の剥製を用いた作品が展示できなかったという。ただ表沙汰になった検閲例が、今回はA氏とB氏の作品は差別が主題であり、社会性が高めなのは偶然か。

卒業制作展で検閲事件が起きました。これは女子美術大学、多摩美術大学、東京造形大学、日本大学芸術学部、武蔵野美術大学の共催によるもの。ここで学生4人ほどの作品が美術館側による検閲を受け、作品の一部修正を余儀なくされたという。

国立新美術館は自館が企画開催する企画展、外部に展示貸し催する企画展、外部に展示貸し催する企画展の二つの開催機能を持つ。五美大展は後者だ。安倍政権になってからの数年、美術館の検閲事件は増え続けているが、両者の扱いに明瞭な差がある。後者では許容されるハードルが明らかに高くなる。

本件はSNSでの作家の告白で明らかになり、美術界を中心に

公衆団体展で政治的な作品がしばしば美術館側から問題視される傾向があるが、抗議も受けることからこれを理由とした撤去はまずない。むしろ問題は、公共展示空間にふさわしいとされる衛生も含めた管理上の判断が極度に厳格な点で、これを理由とした締め付けだ。展示作品

五美大展では2015年にも検閲で一部修正が要求された。

の改変の経緯の揭示を拒否する点に高圧的な管理統制の姿勢が見える。公共の利益と異なる私的利益の追求という理由でも規制される。たとえば、作家の個展案内やホームページ、経歴情報「販売促進」としてNGとなつた例を聞く。

卒業制作展は美大キャンパスですす行なわれるのが通例で、五美大展は一般公開。美大で展示できなかったものが、国立新美術館では展示できなかったことになる。

実は国立新美術館での公衆団体展の展示設置の管理業務は外部発注され、物流関係の企業が行なっている。ここに原因のひとつがある。同様の施設、東京都美術館も同じ体制という。学芸員ではない下請け社員だからこそ行き過ぎたりリスク回避志向に陥り、展示の現場に表現の自由が機能しなくなっている。

五美大展とは表現の現場なのか、あるいは大学の広報の場か。美大の姿勢もまた試

されている。

4月末日

毎年行われている五美術大学委員会での本展反省会が行われ、女子美から委員会に対して本件に関する事実確認が行われた。研究室へ私から委員会へ確認して欲しい事柄を資料にまとめ提出した。主な内容は、一体どのような個人および団体がこういった基準や権限を用いてこの撤去の要請を行ったのか、来年度から作品撤去や規制に関する具体的な対策は行うのかなどについてである。

当該学生らに対し結果をメールにて個別に通知するとY教授から言われるが、メールのみでは不十分であると判断し面談を設けてもらうよう研究室にメールする。

5月18日

反省会での事実確認結果の報告が面談にて女子美で行われる。

面談に同席した者は私とY教授、X教授、L教授、W教授とZ担当助手であった。

面談において伝えられた内容は非常に不明瞭で、研究室に事前に提出した資料に私が書いていたことについてY教授に何度も尋ねたが「僕には分からない、最終的には国立新美術館の館長の責任である。」とだけ言われ、本来事実確認で問われているはずの事態説明として基本的かつ肝心な部分はほぼ全く説明されなかった。さらに事前に何度も研究室と面談を重ねて決定されたテキストであったにも関わらず、Y教授からあなたのテキストが展示できることを自分は保障した覚えはないと言われ、私が無理に研究室の意にそぐわない形でテキストを展示しようとしていたように言われてしまった。

また、来年度以降については五美大展のオリエンテーションにて館で起こりうる撤去や規制について説明し、必要に応じて展覧会準備期間中に学生へ規約の開示を行う等女子美内での対策は講じる予定であると言われた。

6月5日

当該学生らのSNSでの本件に関する情報提供を受けて、美術評論家連盟から国立新美術館館長の青木保氏へ本件における事実確認のための公開質問状が発出される。また、連盟から本件について国内の新聞社等メディアに対し情報提供がある。

2018年6月5日

国立新美術館
館長 青木 保 様



公 開 質 問 状

私ども美術評論家連盟では、貴美術館にて2018年2月22日から3月4日まで開催された「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」において、出品作品の一部に対して、作品内容に踏み込む介入があったとの情報を得ております。すでにSNSや雑誌記事などで報じられておりますが、当連盟会員が行った調査や当事者の学生へのヒアリングによれば、「肖像権侵害」、「外国人および人種差別への抵触」などを理由として、複数の作家の作品に対する部分的な撤去指示が、時間をかけた議論が困難な作品搬入のさなかに、貴美術館側から行われたと聞いております。

つきましては、「表現の自由が侵害されるべきではない」という当連盟の方針に基づいて、以下の質問状を発出いたします。

「肖像権侵害」については、屋外でのパフォーマンスの記録映像に映り込んだ歩行者の姿に配慮したものと聞いておりますが、街の中での撮影を一律に制限することにもつながる観点と思われまます。この点について、この作品を排除するどのような論拠をお持ちなのでしょうか？

「外国人および人種差別への抵触」については、当の作品自体が無反省な差別意識に対する批判的提言を趣旨としており、作品全体は差別を批判する立場に立っているように見受けられます。作品の文脈と内容を理解することがきわめて重要と思われまますが、どのような論拠にもとづいて、撤去と判断されたのでしょうか。

上記の問題に関しまして、かような事案に至った判断の基準、権限の所在、担当部署等、公的機関としての経緯説明を本年6月末日までにいただきたくお願い申し上げます。なお、貴美術館からいただいたご説明は本連盟ホームページなどを通じて公表させていただくことを前提といたします。

ご回答送付先

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3
東京国立近代美術館内 美術評論家連盟

6月12日

5月末に行われた反省会での事実確認の結果報告を文書にて当該学生らへ報告する様に研究室へメールにて問い合わせる。

6月18日

6日経っても12日に送ったメールの返事が来なかったので、電話で再度研究室に問い合わせたところ、新しく洋画専攻主任となったという版画専攻のR教授から本件は五美術大学連合にて対応している内容であるため本学としての文書による対応は差し控えるとのメールが来た。

6月28日

青木氏から公開質問状への回答が来た。

回答にて青木氏は、本件展示において複数起きている作品一部撤去を館が行った事実は全くないとし、作品展示の可否は主催者側が判断しているとした。また、館は幹事校（毎年各大学持ち回りで担当）を通じて、展示される作品に対し利用規約上の問題点をコメントしているが、指摘されていた『外国人および人種差別への抵触』は問題点として主催者側に指摘した事実はないとした。

主催者は五美術大学全てであるとしたが、その内のどのような役職や部署の個人ないし団体であるか等、具体的には言及されていない。

2018年6月28日

美術評論家連盟 御中

国立新美術館
館長 青木 保

公開質問状に対するご回答

当館は、「平成 29 年度 第 41 回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」(以下「本件展示」といいます。)に関する貴連盟の 2018 年 6 月 5 日付「公開質問状」(以下「公開質問状」といいます。)に対し、以下のとおりご回答いたします。なお、本回答は、個人情報保護の観点から、可能な限り個人の特定に繋がる内容を避けて回答しています。

当館は、平成 29 年度、74 の団体に公募展示室の貸出をしており、そのうちの一団体として、本件展示の主催者である多摩美術大学、女子美術大学、東京造形大学、日本大学芸術学部及び武蔵野美術大学に対し、2018 年 2 月 22 日から 3 月 4 日まで、本件展示のために公募展示室の使用許可を行いました。

公募展示室を使用し実施する美術展については、当該美術展の主催者が個別作品の展示の可否を判断します。公募展示室の貸出にあたっては、本件展示の主催者を含むすべての団体に対し、当館は、施設管理・運営上の観点から、当館が定める公募展示室の利用に関する規約(以下「利用規約」といいます。)をお伝えし、利用規約に基づいた利用をお願いしております。

本件展示の開催準備及び運営は、本件展示の主催者を取りまとめる幹事校が主体となって執り行なっていましたが、当館は、公募展示室の貸主として、公募展示室の利用に関して必要な範囲で、幹事校を通じて主催者と協議を行いました。その過程において、当館は、主催者が展示を予定する作品について、利用規約上問題がある場合には、その旨幹事校を通じてコメントを差し上げております。

貴連盟は、公開質問状において、当館が『「肖像権侵害」、「外国人および人種差別への抵触」などを理由として、複数の作家の作品に対する部分的な撤去指示』を行ったと認識しておられるようですが、そのような事実は全くありません。本件展示における作品展示の可否は主催者が判断しています。当館は、本件展示で展示される作品に関し、幹事校を通じて利用規約上の問題点をコメントしておりますが、貴連盟ご指摘の「外国人および人種差別への抵触」という問題点を指摘した事実はありません。

なお、当館は、本件展示で展示される予定の作品のうち、第三者が特定出来る可能性のある映像が含まれている作品について、本人の承諾なくそのような映像を本件展示において公開した場合、肖像権侵害の可能性があるので、公的な美術館として懸念があるとのコメントを幹事校にお伝えした事実はありますが、幹事校又は当該作品の作者ご本人に対し、当該作品の展示を行わないよう指示したことはありません。

本件に関しましてご不明な点等がありましたら、貴連盟まで説明にお伺いしても良いかと思っております。当館は今後も公募展示室の貸出を含め、すべての業務においてより多くの皆様にご利用頂けるよう努めます。

最後になりましたが、貴連盟の今後の益々のご活躍を祈ります。

2019年1月12日

私から幹事校である武蔵野美術大学へ事実確認のための公開質問状を発出。

2019年1月12日

武蔵野美術大学 御中
東京五美術大学連合卒業・修了制作展
担当部署 様

平成29年度 第41回
東京五美術大学連合卒業・修了制作展 出品者
大橋 藍

事実確認のための公開質問状

「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」(以下、本件展示)において私を含む複数の学生の作品が一部展示不可となりました。本件展示においてなぜこのような事態となったのか、またいかなる権限においてこのような要請が出されたかなどの説明が大学組織及び美術館から当該学生に対してほとんどされていないという状態が今も続いております。つきましては本件展示についていくつかご確認させて頂きたく思います。

昨年より美術評論家連盟ホームページにて公開されている国立新美術館館長青木保氏による6月28日付「公開質問状に対するご回答」に本件展示における作品展示の可否は主催者が判断しているとの記述がありました。貴部署も存じ上げていらっしゃる通り、本件展示で第41回目となる東京五美術大学卒業・修了制作展には毎回各大学持ち回りの幹事校が存在し、本件展示においては貴大学がその役割を担っておりました。

従って本件における事前準備から会期終了後の反省会までの全ての運営や各大学と美術館との間でとられたあらゆる連絡調整を統括された貴部署、ひいては貴部署の属するところである貴大学が本件展示における展示の可否を判断し、複数の出品作品に対して一部展示不可との要請を発出したということではよいのでしょうか。またその場合、要請は本件展示における手引きや規約など具体的にどのような基準において行われたのでしょうか。

本質問状のご回答を1月31日までに頂きたいです。指定された日付までのご回答が難しい場合、いつまでなら可能であるかを同月17日までにご回答頂きますようお願い申し上げます。また貴部署から頂きましたご回答はインターネット等を通じて一般に公開させて頂くことを前提といたします。

ご回答送付先



1月29日

武蔵美の五美大展担当部署である学生生活チームから文書にて私へ回答が来た。

回答にて学生生活チームは、主催者は五美術大学の各大学であり、展示に関する判断は学生が所属する大学が行うとし、問題が発生した場合も同様に学生の所属する大学が対応するため、本件に関しては私が所属する女子美が対応する事となっていると主張した。回答文書は以下の QR コードおよび URL にて閲覧することができる。



<https://www.aiohashi.com/answer>

このように本件に密接に関わっている機関である国立新美術館と女子美術大学、武蔵野美術大学の三方が質問状およびメールにおいてそれぞれ自分たちの責任ではなく他の機関の責任であると主張し事態説明を放棄している。所在が不明である以上どこへも責任を追求することができない。

現在まで私を含む当該学生らに対し、いずれの機関からも本件に関する明確な事態説明及び謝罪は行われていない。